

乙月自治会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、乙月自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、ちはら台地区自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域市民の隣保共同の精神に基づき、自主的な活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 平時の事業

- ア 防災知識の普及に関する事。
- イ 火気使用設備器具点検に関する事。
- ウ 防災に必要な物資及び、資機材の備蓄に関する事。
- エ 防災訓練の実施に関する事。
- オ その他災害の予防に関する事。

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達に関する事。
- イ 出火防止及び初期消火に関する事。
- ウ 避難に関する事。
- エ 被災者の救護、救出、その他保護に関する事。
- オ 町内の警備、安全に関する事。
- カ 給水及び給食に関する事。
- キ 防疫、衛生に関する事。
- ク 情報等の本部への報告及び、市の防災対策への協力に関する事。
- ケ その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会 員)

第5条 会員は、乙月自治会にある所帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 1 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 班 長 6名以内
- (4) 会 計 1名
- (5) 監査役 1名

2 役員は、乙月自治会の役員の内選による。

3 役員の内任は1年とする。ただし、再任は防げない。

第7条 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 消火班、避難誘導班、広報情報班、救出救護班、給食給水班の班長はそれぞれの班を統括する。

4 会計は、会の経理の運営及び、会の所有する資機材の管理にあたる。

5 班長は、班長会の構成員となり、会務の運営にあたる。

6 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び班長会を置く。

(総会)

- 第9条 1 総会は、全会員をもって構成する。
2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
3 総会は、会長が召集する。
4 総会は次の事項を審議する。
(1) 規約の改正に関すること。
(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
(3) 事業計画に関すること。
(4) 予算及び決算に関すること。
(5) その他、総会が必要と認めたこと。
5 総会は、その付議事項の一部を班長会に委任することができる。

(班長会)

- 第10条 班長会は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。
1 班長会は、次の事項を審議し、実施する。
(1) 総会に提出すべきこと。
(2) 総会により委任されたこと。
(3) その他班長が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第11条 1 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。
2 防災計画は、次の事項について定める。
(1) 地震等の発生時における、防災組織の編成及び任務分担に関すること。
(2) 防災知識の普及に関すること。
(3) 防災訓練の実施に関すること。
(4) その他必要な事項。

(会費)

- 第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。納入方法は自治会費の取扱いに準ずる。

(経費)

- 第13条 本会の運営に要する費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第14条 会計年度は、毎年4月1日の始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

- 第15条 1 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要な場合は、臨時にこれを行うことができる。
2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委任)

- 第16条 この規約を定めるもののほか、必要な事項は班長会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成16年 10月 1日から施行する。

- *第1回改定施行日 平成20年4月13日(役員、会費に関すること。)
- *第2回改定施行日 平成21年4月5日(役員、総会、班長会に関すること。)
- *第3回改定施行日 令和4年4月24日(会費に関すること。)